

安全研究・防災支援部門(※1)における決裁権限とその実施状況

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力安全・防災研究所

戦略推進部

1. はじめに

安全研究・防災支援部門（以下「部門」という。）における決裁権限に関しては、令和2年度の規制支援審議会での意見を踏まえて、被規制施設を含む部門の長を兼務している理事／部門長の決裁権限の一部（規制支援に係るもの）を理事長による決裁に変更するという対応を行った。すなわち、令和3年3月26日付で、規制支援に係る事項について、決裁権限を部門長から理事長に変更する理事長達を制定し、令和3年4月1日から施行した。

これを受けて、部門長による決裁については利益相反の課題に不都合な事象は生じないこととなった。具体的には大きく分けて、①受託研究への応募、②研究成果の公開、③人事及び④予算の執行の4つの分野において確認した。確認方法は、戦略推進部による自己点検である。

2. 点検結果

まず、①の受託研究への応募及び②の研究成果の公開については、被規制部門から独立した立場にあるセンター長の決裁の範囲であることから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考えられる。

次に、③の人事の観点からは、

- ・センター内の人事権は、センター長が持つ。
- ・センター長人事等については、理事会議審議マターであり、理事長の決裁を要する。
- ・新入職員採用枠の配分については、理事会議審議マターであり、理事長の決裁を要する。

こととなっているため、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考える。

人事に関する事項のうち、「理事長及び部門長が設置する委員会の開催並びに委員の選定及び委嘱」については、前述の決裁権限の変更手続きに従って、理事長が決裁権限を行使して決裁（1件）されたことから、部門長による決裁は行わ

れていない。

最後に、④の予算執行の観点からは、次のとおりとなっている。

- ・ 2 億円までの物品取得請求等(※ 2)はセンター長の決裁の範囲内である。
- ・ 2 億円を超えて 10 億円までの物品取得請求等*は部門長の決裁を要する^(注)。
- ・ 10 億円を超える物品取得請求等*は理事長の決裁を要する。

(注) この決裁権限は、機構全体で統一的な基準として定められた規程によるものであり、部門ではこの権限を理事長に変更した。

実施状況として、令和 6 年度における、2 億円を超える契約請求は 1 件であり、理事長の決裁を受けた。本案件について、センター内担当部署の請求内容と契約仕様との間に相違はなく、かつ透明性のある契約方式（一般競争入札）により契約されていたことから、中立性・透明性を確保した決裁が保たれていると考える。

なお、センター長の権限を越える決裁案件について、令和 6 年 11 月 1 日付けの安全研究・防災支援部門から原子力安全・防災研究所への組織改正に伴い、部門長に付与されていた決裁権限が研究所長に変更になった。当該所長は推進側の組織を兼務しておらず、本組織改正により、中立性に係る懸念が解消されたものとする。

※ 1：令和 6 年 11 月 1 日付で原子力安全・防災研究所に改組

※ 2：物品請求、役務、不動産等、委託研究に関する契約請求に関するもの

以 上